

# 税務課からのお知らせ

## 軽自動車税の減免申請

身体や精神に障がいのある方が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たした場合、軽自動車税が減免されます。

申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前(6月23日)までに申請書と必要書類を市役所に提出してください。なお、申請は毎年必要ですので昨年度に減免の申請をされた方も、あらためて申請が必要になります。



## 軽自動車等の税額変更

地方税法等の改正により、軽自動車などの税額が平成27年度から引き上げられることになりました。詳細については、あらためて広報でお知らせします。

## 平成26年度個人住民税(市・道民税)における均等割額の改正

東日本大震災の復興財源の確保に係る臨時特例に関する法律により、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・道民税の均等割にそれぞれ500円が加算されます。

均等割	改正前	改正後
市民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
計	4,000円	5,000円

## 65歳以上の公的年金受給者の方の住民税特別徴収制度

公的年金にかかる住民税(市・道民税)が特別徴収(年金天引き)されます。詳しくは6月中旬に発送する納税通知書をご確認ください。

**【対象】**前年中に公的年金を受給し、平成26年4月1日現在で65歳以上の方(介護保険料が年金から特別徴収されていない方、または平成26年1月2日以降に市外に転出された方などを除く)

※この制度は本市だけではなく、全国でも同様の取り扱いとなっています。納付書払いや口座振替などでの納付選択ができませんのでご理解をお願いします。



### ■年金特別徴収の方法と時期

年金受給月	前年度から年金徴収が	
	1. 継続している方	2. 継続していない方
4月	2月と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	
6月・8月		2分の1相当額を納税通知書で納付(個人納付)
10月・12月	仮徴収分を引いた額を年金から徴収(本徴収)	残り2分の1相当額を年金から徴収
翌年2月		

問い合わせ 税務課市民税係(名寄庁舎2階) ☎01654③2111(内線3201・3202・3203)

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付が始まります

広報4、5月号でもお知らせしましたが、次の期間で受付を行います。

市民(平成26年1月1日現在)の皆さまには事前に案内文書を発送しますので内容を確認のうえ、該当と思われる方は申請してください。(臨時福祉給付金の場合、市民税が非課税で課税者の扶養でないなどの条件があります)また、申請には証明書の写し等が必要ですので、案内文書を必ずお読みください。

■受付期間 6月23日(月)～12月24日(水)

■受付場所 名寄市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)

■問い合わせ ☎01654③2111(いずれも名寄庁舎)



【6月15日(日)まで】臨時福祉給付金…社会福祉課(内線3270)

子育て世帯臨時特例給付金…こども未来課(内線3240)

【6月16日(月)から】臨時給付金事務局(内線3198、3199)

直通電話 ☎01654②0808